

口腔内吸引の説明書

特別養護老人ホーム 甲賀荘
荘長 中村 彰宏

当施設では、厚生労働省の通知（平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知）を受け、利用者様に対する「口腔内（咽頭の手前まで）のたん吸引」を配置医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

「口腔内（咽頭の手前まで）のたん吸引」は、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「健康管理委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行なうなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

つきましては、施設の方針に賛同いただき、看護職員と介護職員が協働して実施する「口腔内（咽頭の手前まで）のたん吸引」の実施について同意していただきますよう、よろしくお願いいたします。